

令和4年度岩手中部水道企業団監査実施計画書

1 基本方針

監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の執行に当たっては、企業団の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は事務の執行が、地方自治法（第292条の規定により市に関する規定を準用する。以下同じ。）の規定に基づき、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げているか、常に企業団の組織及び運営の合理化に努めるとともに、規模の適正化を図っているかどうかについて留意するものとする。

2 監査等の手続きの基準

監査等の実施手続の適用は、その種類、対象、目的、組織等を勘案して実施することとするが、原則として試査によるものとする。ただし、試査によって異常を発見した場合は、当該事項について精査を実施するものとする。

(1) 試査

監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調査をし、その結果によって全体の正否又は適否を推定するもの。

(2) 精査

監査等の対象となっている事項について、違法、不正、その他例外事項を発見した場合、その問題点を明らかにするため、全部にわたり精密に調査するもの。

3 監査等の種類及び対象

(1) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項による検査）

月間の現金出納事務について、適正であるかどうかを確認するため、次に掲げる資料の提示及び提出を求め、毎月の収支の状況を計数面から把握し検査する。

ア 月次試算表、月計対照表及び資金予算表

イ 指定金融機関の発行する預金残高証明書及び指定金融機関以外の預金通帳

ウ その他指定する収支を証する書類及び帳簿

(2) 決算審査（地方公営企業法第30条第2項の規定による審査）

次に掲げる資料の提示及び提出を求め、決算書における計数と総勘定元帳、その他補助帳簿及び証書類等との符合を確認するとともに、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書等を中心として、会計原則に対する適合性、経済効果及び財政状況等の確認をする。

ア 地方公営企業法第30条第1項及び同施行令第23条に掲げる書類、伝票及びその他収支を証する書類

イ 岩手中部水道企業団会計規程に定める帳簿等

ウ 決算審査資料

エ その他監査委員が指定する関係書類

- (3) 経営健全化審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項による審査）

資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類の審査を行う。

- (4) 定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項の規定による監査）

監査委員が指定する関係書類の提示及び提出を求め、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、経営に関する事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

- (5) 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項の規定による監査）

監査委員が指定する関係書類の提示及び提出を求め、行政事務そのもの、すなわち組織、職員配置、事務処理の手続き、事業運営等について、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点から実施する。

- (6) 上記以外の監査等

監査等を実施する都度、別に定める。

4 監査等の実施予定時期

- (1) 例月出納検査

別表のとおりとし、状況に応じ適宜調整を行う。

- (2) 決算審査

別表のとおりとし、状況に応じ適宜調整を行う。

- (3) 経営健全化審査

別表のとおりとし、状況に応じ適宜調整を行う。

- (4) 定期監査

別表のとおりとし、状況に応じ適宜調整を行う。

- (5) 行政監査

別表のとおりとし、状況に応じ適宜調整を行う。

- (6) 上記以外の監査等

適宜実施する。

5 出席を求める職員

- (1) 例月出納検査

企業出納員、会計担当職員、その他監査委員が指定する職員

- (2) 決算審査

監査委員が指定する職員

(3) 経営健全化審査

監査委員が指定する職員

(4) 定期監査

監査委員が指定する職員

(5) 行政監査

監査委員が指定する職員

(6) 上記以外の監査等

監査等を実施する都度に、監査委員が指定する職員

6 監査等の結果の報告及び意見

監査等の結果の報告及び意見については、地方自治法第 199 条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき、議会及び企業長に提出し、結果については、これを公表する。
なお、同法同条第 12 項の規定による通知を受けた場合も公表する。

別表

年間監査計画

	例月出納 検査	決算審査	経営健全化 審査	定期監査	行政監査
4月	26日(火)				
5月※	24日(火)				
6月※	28日(火)	28日(火)	28日(火)		
7月	26日(火)	26日(火)	26日(火)		
8月※	23日(火)	23日(火)	23日(火)		
9月※	27日(火)	27日(火)	27日(火)		
10月※	25日(火)				
11月※	24日(木)			24日(木) 25日(金)	
12月	22日(木)				
1月	24日(火)				24日(火)
2月	21日(火)				
3月	23日(木)				

※5月、6月、8月、9月、10月、11月(24日)は午後からの開催を予定。